

平成26年4月  
から

## 70歳代前半の方の病院窓口での一部負担金の 軽減特例措置が見直されます！

70歳から74歳までの被保険者及び被扶養者の一部負担金は、<sup>\*</sup>現役並み所得者を除き法律本則では2割負担のところ、平成20年度以降1割負担とする軽減特例措置が講じられてきたところですが、今般の見直しにより法律本則どおり2割負担となりますのでお知らせします。

### 【軽減特例措置の見直し後の取扱いについて】

1. 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者及び被扶養者（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳に達する日の属する月の翌月以降の受診分から、**一部負担金の割合が2割**になります。
2. 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者及び被扶養者（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方）については、引続き一部負担金等の軽減特例措置の対象とし、平成26年4月1日以降も**75歳到達まで一部負担金の割合は1割**です。

### 【※参考】

◎70歳から74歳までの被保険者（被扶養者含む）が<sup>\*</sup>現役並み所得者である場合の一部負担金は、現行どおり3割負担です。

〔 \*現役並み所得者とは : 70歳以上の被保険者で標準報酬月額が28万円以上である、その被保険者と被扶養者が該当します。ただし、収入額が一定の基準に満たない場合は、申請により「2割負担」と認められる場合があります。 〕